

第百四十五回国 参議院議院運営委員会會議録第四十三号

平成十一年八月六日(金曜日) 午後一時四十六分開会

委員の異動

八月一日 山下 善彦君 補欠選任 陳内 孝雄君

八月二日 久野 恒一君 補欠選任 中川 義雄君

八月三日 世耕 弘成君 補欠選任 山下 善彦君

八月四日 陳内 孝雄君 補欠選任 森田 次夫君

八月五日 弘友 和夫君 補欠選任 渡辺 孝男君

八月六日 山下 善彦君 補欠選任 山下 善彦君

八月六日 上杉 光弘君 補欠選任 山下 善彦君

八月六日 上杉 光弘君 補欠選任 山下 善彦君

八月六日 上杉 光弘君 補欠選任 山下 善彦君

八月六日 上杉 光弘君 補欠選任 山下 善彦君

八月六日 上杉 光弘君 補欠選任 山下 善彦君

八月六日 上杉 光弘君 補欠選任 山下 善彦君

八月六日 上杉 光弘君 補欠選任 山下 善彦君

八月六日 上杉 光弘君 補欠選任 山下 善彦君

八月六日 上杉 光弘君 補欠選任 山下 善彦君

八月六日 上杉 光弘君 補欠選任 山下 善彦君

八月六日 上杉 光弘君 補欠選任 山下 善彦君

八月六日 上杉 光弘君 補欠選任 山下 善彦君

八月六日 上杉 光弘君 補欠選任 山下 善彦君

八月六日 上杉 光弘君 補欠選任 山下 善彦君

八月六日 上杉 光弘君 補欠選任 山下 善彦君

委員

松岡満壽男君

中川 義雄君

仲道 俊哉君

成瀬 守重君

森下 博之君

森田 次夫君

森山 裕君

山下 善彦君

笹野 貞子君

高嶋 良充君

藤井 俊男君

前川 忠夫君

但馬 久美君

弘友 和夫君

林 紀子君

斎藤 十朗君

菅野 久光君

榎井 新君

堀川 久士君

貝田 泰雄君

石堂 武昭君

川村 良典君

林 五津夫君

阿部 隆洋君

和田 征君

姫井 紀雄君

田邊 敏明君

衆議院議員

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

榎井 新君

事務局側

事務局長 堀川 久士君

事務次長 貝田 泰雄君

議事部長 石堂 武昭君

委員部長 川村 良典君

記録部長 林 五津夫君

警務部長 阿部 隆洋君

庶務部長 和田 征君

管理部長 姫井 紀雄君

国際部長 田邊 敏明君

本日の會議に付した案件

○政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案(衆議院提出)

○本會議における調査会の中報告に関する件

○本日の本會議の議事に関する件

○委員長(岡野裕君) ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

まず、政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案を議題といたします。

提出者として、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長榎井新君に趣旨説明のためにお越しをいたしております。趣旨説明を伺います。榎井新君。

○衆議院議員(榎井新君) ただいま議題となりました政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

政治倫理の確立は、議會政治の根幹であり、議會制民主主義の健全な発展に不可欠であります。かような観点から、衆参両院は、政治倫理綱領及び行為規範を定め、政治倫理審査会を設置するとともに、国会議員の資産公開制度を創設するなど、政治倫理の確立のための方策を順次とってまいりましたことは皆様既に御承知のとおりであります。

しかし、先般、国会議員の株取引に関し、本人以外の他人名義を使つたいわゆる借名口座による株取引の疑惑が生じ、国民の間に政治に対する不信の念を生じさせたことはまことに遺憾であります。

そこで本案は、政治倫理の一層の確立を期し、国民の信頼を回復するため、国会議員が本人名義以外の名義により株取引等を行うことを禁止し、罰則を設けようとするものであります。

次に、この法律案の内容につきまして申し上げます。

まず第一に、国会議員は、本人の名義以外の名義を使用して株取引等を行つてはならないことといたしております。ここで株取引等とは、端株券を含む株券、新株引受権を表示する証券もしくは証券、転換社債券または新株引受権つき社債券の取得または譲渡をいうものであります。

第二に、これに違反して株取引等を行つた者は、二十万円以下の罰金に処することといたしております。

なお、この法律は公布の日から施行することとするほか、所要の経過措置を定めることといたしております。

以上が本案の趣旨及び内容であります。

何とぞ、慎重審議の上、速やかに御賛同くださるよう、お願い申し上げます。

○委員長(岡野裕君) しかれば、これより採決を行います。

本案に賛成の諸君の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(岡野裕君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議はありますか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(岡野裕君) 御異議ないと認め、そのように決定をいたします。

榎井委員長にはどうぞ御退席ください。御苦労さまであります。

○委員長(岡野裕君) 次に、本會議における調査会の中報告に関する件を議題といたします。

○委員長(岡野裕君) 次に、本會議における調査会の中報告に関する件を議題といたします。

去る三日、国際問題に関する調査会長から国際問題に関する調査の中間報告書が、そしてまた、去る四日、国民生活・経済に関する調査会長から国民生活・経済に関する調査の中間報告書が提出をされたところであります。

つきましては、本日の本会議において、各調査会長から報告を聴取することといたしたいと存じますが、御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(岡野裕君) 御異議ないと認め、そのよう

に決定をいたします。
○委員長(岡野裕君) 次に、本日の本会議の議事

に関する件を議題といたします。
事務総長から説明を伺います。
○事務総長(堀川久土君) 御説明申し上げます。

本日の議事は、最初に、日程第一について、国民福祉委員長が報告された後、採決いたします。

次に、議案の緊急上程でございます。緊急上程議案につきましては、その都度、日程に追加して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。

まず、産業活力再生特別措置法案について、経済・産業委員長が報告され、前川忠夫君十分の討論の後、採決いたします。

次に、租税特別措置法改正案について、財政・金融委員長が報告された後、採決いたします。

次に、自衛隊法改正案について、外交・防衛委員長が報告された後、採決いたします。

次に、不正アクセス行為禁止法案について、地方行政・警察委員長が報告された後、採決いたします。

次に、たぐいまれな本委員会を議了いたしました政治倫理確立のための仮名株取引禁止法案について、議院運営委員長が報告された後、採決いたします。

次に、国際問題に関する調査及び国民生活・経済に関する調査の中間報告でございます。これら

は、その都度、中間報告を聴取することを異議の有無をもってお諮りいたしました後、それぞれ調査会長が報告されます。

なお、本日の議案の採決は、いずれも押しボタン式投票をもって行います。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。その所要時間は約四十五分の見込みでございます。

○委員長(岡野裕君) たぐいまれな事務総長から説明がありまして、本日の本会議の議事を進めることに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(岡野裕君) 御異議ないと認め、そのよう

に決定をいたします。
暫時休憩をいたします。
午後一時五十一分休憩
〔休憩後開会に至らなかった〕

〔参照〕
政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案要綱

第一 仮名による株取引等の禁止
国会議員は、本人の名義以外の名義を使用して株取引等(株券等(株券(端株券を含む)、新株引受権を表示する証券若しくは証券、転換社債券又は新株引受権付社債券をいう)の取得又は譲渡をいう。以下同じ。)を行ってはならないものとすること。(第一条関係)

第二 罰則
第一に違反して株取引等を行った者は、二十万円以下の罰金に処するものとすること。(第二条関係)

第三 附則
一 この法律は、公布の日から施行するものとする。

二 所要の経過措置を設けるものとする。(附則関係)

八月六日(金)の議事予定
日程第一 農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(緊急上程予定)
産業活力再生特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)
討 論 前川 忠夫君(民) 一〇分
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
自衛隊法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
不正アクセス行為の禁止等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案(衆議院提出)
国際問題に関する調査の中間報告
報 告 国際問題に関する調査会長 村上 正邦君
国民生活・経済に関する調査の中間報告
報 告 国民生活・経済に関する調査会長 久保 巨君

八月四日本委員会に左の案件が付託された。
一、政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案(衆)

政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案
政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律

(仮名による株取引等の禁止)
第一条 国会議員は、本人の名義以外の名義を使用して株取引等(株券等(株券(端株券を含む)、新株引受権を表示する証券若しくは証券、転換社債券又は新株引受権付社債券をいう。以下同じ。)の取得又は譲渡をいう。以下同じ。)を行ってはならない。

第二條 前條の規定に違反して株取引等を行った者は、二十万円以下の罰金に処する。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 第一条の規定は、この法律の施行前に行つた株券等の信用取引(証券会社(証券取引法昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項の証券会社及び外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号の外国証券会社をいう)から信用の供与を受けて行つた株券等の買付け又は売付けをいう)の決済に必要な株券等の売付け又は買付けをする場合には、適用しない。

八月四日本委員会に左の案件が付託された。
一、政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案(衆)

政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案
政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律

(仮名による株取引等の禁止)
第一条 国会議員は、本人の名義以外の名義を使用して株取引等(株券等(株券(端株券を含む)、新株引受権を表示する証券若しくは証券、転換社債券又は新株引受権付社債券をいう。以下同じ。)の取得又は譲渡をいう。以下同じ。)を行ってはならない。

第二條 前條の規定に違反して株取引等を行った者は、二十万円以下の罰金に処する。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 第一条の規定は、この法律の施行前に行つた株券等の信用取引(証券会社(証券取引法昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項の証券会社及び外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号の外国証券会社をいう)から信用の供与を受けて行つた株券等の買付け又は売付けをいう)の決済に必要な株券等の売付け又は買付けをする場合には、適用しない。

八月四日本委員会に左の案件が付託された。
一、政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案(衆)

政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案
政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律

(仮名による株取引等の禁止)
第一条 国会議員は、本人の名義以外の名義を使用して株取引等(株券等(株券(端株券を含む)、新株引受権を表示する証券若しくは証券、転換社債券又は新株引受権付社債券をいう。以下同じ。)の取得又は譲渡をいう。以下同じ。)を行ってはならない。